

「やまがた太陽と森林の会クレジット」販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県が運営・管理する「やまがた太陽と森林の会」が、J-クレジット制度に基づき認証を受け、取得したクレジットを、購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）に販売するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) J-クレジット制度

「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度実施要綱」（平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）及びこれに付随する諸規定等（J-クレジット制度認証委員会が制定するものを含む。）に基づき、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国が認証する制度をいう。

(2) クレジット

J-クレジット制度の認証基準に従い、J-クレジット認証委員会により、認証・発行された二酸化炭素の削減量及び吸収量をいう。

(3) J-クレジット登録簿

J-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。

(4) 保有口座

J-クレジット登録簿において、クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される、クレジットを保有するための口座をいう。

(5) 移転

J-クレジット登録簿上でクレジットの保有者を変更することをいう。

(6) 無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。

(購入希望者の募集)

第3条 購入希望者の募集は、県ホームページ等により行う。

2 クレジットの販売は、県が保有する数量の範囲内で、期間を定めて行うものとし、県ホームページ等に募集期間及び販売予定数量を公表するものとする。

(最低販売数量及び最低販売単価)

第4条 クレジットの最低販売数量及び最低販売単価は、募集の都度、県が別に定める。

(購入の申込み)

第5条 購入希望者は、募集期間内に、購入申込書（様式第1号）を持参、郵送（必着）又は電子メールのいずれかの方法により、県に提出するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる者を対象外とする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する者
 - (2) 暴力団又は暴力団の統制下にある者
 - (3) 他者に転売することを目的にクレジットの購入の申込みをする者
 - (4) その他クレジットの販売先として適切でないと認められる者
- 3 県は、第1項の提出があった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(購入予定者の決定)

第6条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査のうえ、最低販売単価以上の購入希望単価を提示した者のうち、以下の各号に掲げる順に購入予定者を決定する。

- (1) 購入希望単価がより高額である者
 - (2) 購入希望量がより多い者
- 2 前項において、販売予定数量から上位者への販売数量の総和を差し引いた数量（以下「残数量」という。）を上回る購入希望量を提示した者にあつては、購入申込書に記載した購入希望単価で残数量を購入するものとする。なお、残数量を上回る購入希望量を提示した者が複数ある場合は、1トン（t-C02）単位で按分するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、最低販売数量と販売予定数量が同量の場合にあつては、当該購入希望者のうち最も高額な購入希望単価を提示したものを購入予定者とする。なお、最も高額な購入希望単価を提示した者が複数いる場合には、販売予定数量を当該購入希望者数で除して当該購入希望者それぞれに同量を販売するものとし、販売量は1トン（t-C02）単位とする。
- 4 県は、販売の可否について購入希望者に書面により通知する。

(契約の締結)

第7条 県は、前条の規定により購入予定者を決定したときは、契約書を作成し、契約を締結する。

(代金の納付)

第8条 購入予定者は、クレジットの売買代金を、県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(クレジットの移転)

第9条 県は、購入予定者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿の操作により県の保有口座から購入予定者が指定する保有口座へ、クレジットの移転手続を行うものとする。

- 2 購入予定者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、県が代理でクレジットの無効化を行うことができる。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と購入希望者又は購入予定者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。

この要領は、平成30年1月31日から施行する。